

関東甲信越英語教育学会会則

(名称)

第1条 本会は関東甲信越英語教育学会（英語名 Kantokoshinetsu Association of Teachers of English, KATE）と称する。

(目的)

第2条 本会は英語教育に関する研究実践を行い、英語教育の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の各項に掲げる事業を行う。

1. 年次総会の開催
2. 年次大会、研究会、研修会、読書会、座談会、ワークショップなどの開催
3. 学会誌、ニューズレターの発行
4. 情報交換、その他必要と認める事業

(会員)

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 関東甲信越地区（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県）の英語教育にたずさわるもの
2. その他英語教育に関心のあるもの

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、年度ごとに会費を納めなければならない。

1. 社会人及び常勤職を持つ大学院生は一般会員とし、会員になろうとする年度の4月1日から翌年の2月末までに所定の会費を納入する。
2. 大学生及び常勤職を持たない大学院生は学生会員とし、会員になろうとする年度の4月1日から翌年の2月末までに所定の会費を納入する。
3. 会員資格の発生と期間は、会費の受理日にかかわらず、会費を納入した年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

(退会)

第6条 所定の期限までに会費を納入しない場合は会員資格継続の意思がないものとみなし、次年度以降の会員資格を喪失する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名（そのうち1名は会長代行副会長とする）
3. 理事長 1名
4. 事務局長 1名
5. 理事 数十名
6. 運営委員 数十名
7. 会計監査 2名

(役員を選出)

第8条 役員を選出は次のようにする。なお、役員は本会会員でなければならない。

1. 会長は理事会において互選し、就任する前の年度の総会の承認を得るものとする。
2. 副会長は会長が委嘱する。
3. 理事長は理事会において互選する。
4. 事務局長は会長が委嘱する。必要に応じて事務局次長を置くことができる。
5. 理事は各地区から選出するものと、会長が委嘱するものとし、いずれも総会で承認を得るものとする。
6. 運営委員は会長が委嘱する。また、運営委員は理事を兼ねる。
7. 会計監査は会長が委嘱し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長（会長代行副会長）は会長がその職を遂行できない場合、これを代行する。
3. 理事長は理事会、運営委員会を総括する。
4. 事務局長は本会の事務局を構成し、本会の事務を行う。
5. 理事は理事会を構成し、本会組織・運営の根幹に関する事項を審議する。
6. 運営委員は運営委員会を構成し、各学会事業の企画、立案、その他必要な事項の執行に当たる。
7. 会計監査は本会の会計を監査し、総会の承認を得る。

(役員の任期)

第10条 各役員の任期は2年とする。

期間は4月1日に始まり、翌々年3月31日までとする。再任を妨げないが、同じ役職への就任は連続して2期までとする。ただし、理事長および各地区から選出する理事についてはこの限りではない。役員が任期途中で辞任もしくは資格喪失をした場合、後任の役員は前任の役員の残りの任期を引き継ぐものとする。

(総会)

第11条 定例の総会は年に一回開催する。また、会長は必要に応じて、臨時の総会を招集することが出来る。総会では次の事項を執り行う。

1. 予算決算の承認
2. 事業計画、事業報告の承認
3. 組織変更、会則変更等の承認
4. 会長、理事の承認
5. 名誉会長、参与の承認

(理事会)

第12条 理事会は以下の事項について審議する。

1. 本会の組織変更
2. 会則の変更
3. 本会の会費にかかわる事項
4. 会長、理事候補者の選出
5. その他、本会運営の根幹にかかわる事項

(運営委員会)

第13条 運営委員会は以下の者によって構成する。

1. 会長
2. 副会長
3. 理事長
4. 事務局長・(事務局次長)
5. 各委員会委員長・副委員長
6. その他、会員から理事長が推薦するもの若干名

(事務局)

第14条 事務局は本会の事務事項を担当する。学会口座の代表者は事務局長または事務局次長とする。

(委員会)

第15条 本会は必要に応じて委員会を設けることができる。委員会の種類・内容・人数等については別に定める。なお、委員は本会会員でなければならない。

(名誉会長)

第16条 本会に名誉会長を置くことができる。

1. 名誉会長の推薦発議は理事会で行い、総会に報告する。
2. 名誉会長は、理事会、運営委員会に出席することができる。
3. 名誉会長は会長経験者とする。

(参与)

第17条 本会に参与を置くことができる。

1. 参与の推薦発議は理事会で行い、総会に報告する。
2. 参与は、理事会、運営委員会に出席することができる。
3. 参与は、理事長、理事の経験者、その他とする。

(経費)

第18条 本会の経費は、会費その他の収入による。ただし、会費は別に定める。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(細則)

第20条 本会の運営に当たっての細則は別に定める。

(会則改定)

第21条 本会則の改定は理事会において決定し、総会の承認をうける。

会則制定：昭和50年3月27日

会則改定：昭和61年2月23日・総会承認：昭和61年8月21日

会則改定：平成7年7月8日・総会承認：平成7年8月11日

会則改定：平成9年8月7日・総会承認：平成9年8月8日

会則改定：平成15年8月5日・総会承認：平成15年8月6日

会則改定：平成22年8月21日・総会承認：平成22年8月22日

会則改定：平成25年8月17日・総会承認：平成25年8月18日

会則改定：令和元年8月10日・総会承認：令和元年8月11日

会則改定：令和3年8月29日・総会承認：令和3年12月12日